ロ　ソケット（第一号八(2)に掲げるＬＥＤランプにあつては、接続端子部）から差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとすること。

ハ　（略）

四　その他

第四

一　非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯又はＬＥＤランプを用いる場合にあつては、二ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。

二　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　機械室を有しないエレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三第二項、第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第百二十九条の十三の三の規定は、それぞれ適用しない。	三　機械室を有しないエレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三第二項、第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第百二十九条の十三の三の規定は、それぞれ適用しない。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最下階の床面より上方に限る。）に設けること。この場合において、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に設ける場合にあつては、当該駆動装置等は、日本工業規格Ｃ〇九二〇（電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード））―二〇〇三に規定するＩＰＸ二に適合するもの又はこれと同等以上の防水の措置を講じたものとすること。	ハ　非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最上階の床面より上方に限る。）に設けること。
ニ～チ　（略）	ニ～チ　（略）
四～八　（略）	四～八　（略）
九　車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び	九　車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び